

処分年月日	事業者名	処分等の種類	違反等の概要	処分内容
令和8年5月28日	信濃川ウォーターシャトル株式会社	輸送の安全確保に関する命令	<p>令和7年4月26日に信濃川ウォーターシャトル株式会社所有の旅客船「ベアトリス」が、他船との接触事故を発生させたとの情報を令和7年5月2日に新潟海上保安部より情報提供を受けたが、事故報告書の提出が為されない「事故報告書の未提出」という事案が発生したことから、令和7年7月15日に事務所及び船舶へ監査を実施したところ、関係法令、安全管理規程等への違反事実を確認し、また、関係法令等への理解度が乏しく安全管理体制の維持が認められなかったことから、安全を確保できる体制の再構築、安全管理規程等の遵守の徹底を再認識させ、改善を図るため輸送の安全確認に関する命令書を出した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第54条第3項に基づき、輸送の安全を確保にかかる情報を適時、外部へ公表すること。</li> <li>2. 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</li> <li>3. 経営トップは、安全管理規程第6条に基づき安全方針について設定した内容に必要なに応じ、見直しを行うなど、安全管理に関わる方向性を明確にし、その周知を行うこと。</li> <li>4. 安全方針に沿って、毎年行う安全重点施策の作成にあたっては、安全管理規程第7条に基づき進捗状況を把握した上で、見直しを行うなど、目標管理の取組みを行い、その記録も行うこと。</li> <li>5. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</li> <li>6. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。</li> <li>7. 運航管理者は、安全管理規程第43条に基づき、他船と衝突させた時には、事故処理基準第4条に従い運輸局へ報告を行い、その概要及び事故処理の状況を報告すること。</li> <li>8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員等に対し安全管理規程及び関係法令等について、具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。</li> <li>9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、全社体制で処理する規模の事故を想定した実践的な事故処理に関する訓練を年1回以上実施し、その内容を記録すること。</li> <li>10. 内部監査を行う者は、安全管理規程第52条に基づき、経営トップの支援を得て関係者とともに、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行い、その内容を記録すること。</li> <li>11. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程53条に基づき、運航の安全確保のため必要な安全管理規程等の所在を明確にし、規程等に定められている記録等を適切に管理すること。</li> </ol>